

第12号

令和8年

4月1日発行

古河市農業委員会だより

～農地と食を守る農業委員会～



大堤で昭和5年から続く稲作農家の小倉さん御一家。(左から4代目・^{こうへい}滉平さんと息子の^{みなと}湊人君、2代目・^{こういち}幸一さん、3代目・^{しんいち}真一さん) 分担は滉平さんがトラクターとドローン、真一さんがコンバイン、幸一さんが籾摺り。親子三代、力を合わせて美味しいお米を作っています。

主な記事

- 農業委員会会長あいさつ／農地の利用状況調査 を実施 ……2
- 農業者年金アンケートを実施／農業者年金に加入しませんか？
／鳥獣被害から農作物を守る！ ……3
- 新規就農者を紹介します／新規就農者の支援制度を紹介します
／みんなで育む地域計画 ……4
- 農地における盛土規制法の取り扱いについて ……5
- 農地ナビを活用しましょう／全国農業新聞のご案内／相続登記
が義務化されました／新任委員を紹介します／令和8年度農業
委員会総会日程等のお知らせ(4月～9月)／編集後記 ……6

農業委員会だより
バックナンバーは
こちら



農業委員会会長あいさつ



古河市農業委員会
会長 二宮 誠

前会長の辞任に伴い、令和7年10月3日付で会長に就任いたしました二宮誠でございます。日頃より農業委員および農地利用最適化推進委員をはじめ、関係機関や地域の皆様には、農業振興および地域農業の発展に多大なるご尽力を賜り、心より敬意と感謝を申し上げます。前任の黒子会長から会長職を引き継ぎ、その責任の重さを痛感するとともに、身の引き締まる思いでございます。

近年、農業を取り巻く環境は大きく変化し、厳しい状況にございます。気候変動や慢性的な人手不足、さらには後継者不足、遊休農地対策など、さまざまな課題が山積しております。このような状況の中で、農業委員会には農業の持続可能

性を高めるとともに、地域農業の守り手として、より一層重要な役割が求められております。また、地域農業の現状や課題を広く共有し、農業の魅力やその重要性を次世代へ伝えていくことも、私たちの使命であると考えております。

農業委員会は、農地法に基づき許認可業務や農地利用の最適化の推進を通じて、地域農業の発展と農地の保全に取り組んでおります。今後も農業者の皆さまの声に耳を傾け、地域の実情に即した活動を進めるとともに、関係機関と連携しながら、農地の適正な利用や円滑な農業経営の支援に努めてまいります。

また、地域農業の持続的発展を実現するためには、委員会活動を広く知っていただくことも重要であります。本広報誌を通じて、農業委員会の取り組みや農地に関する情報を分かりやすくお伝えし、皆さまとのつながりを深めてまいります。委員一同力を合わせ、地域農業の維持発展に誠心誠意取り組んでまいりますので、今後とも農業委員会の活動に対し、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、会長就任にあたりご挨拶とさせていただきます。

農地の利用状況調査を実施

昨年の10月から12月にかけて、農業委員および農地利用最適化推進委員41名で市内全域の農地を現地調査しました。

この調査は農地法第30条の規定による農地の利用状況調査であり、遊休農地の発生防止、解消対策を目的に行われます。農地が適正に管理されているか、遊休農地と判断された農地が現在耕作されているか等を確認しています。

遊休農地と判断された農地の所有者には調査票を送り、その農地の利用意向についてご回答いただいております。今後も引き続き、適切な管理をお願いいたします。



▲農業委員・農地利用最適化推進委員がタブレットを用いて現地調査を行いました。

農業者年金アンケートを実施

昨年10月から11月にかけて、農業者年金加入推進活動の一環として「農業者年金制度に関するアンケート」を実施しました。この活動は制度の周知と関心度の確認を目的としており、農業委員および農地利用最適化推進委員41名が17班に分かれ、担当地区の農業者へパンフレットの配布とアンケートのお願いに訪問しました。78名の農業者から回答をいただき、詳しく説明を聞きたい方には、制度の説明と加入時のシミュレーションを実施しました。今後も引き続き制度の周知を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

農業者年金制度に関するアンケート

回答数 78人

- Q1 農業者年金についてご存じでしたか？
 知っていた 44人 知らなかった 11人
- Q2 確定拠出型積立方式に魅力を感じますか？
 魅力を感じる 25人 魅力を感じない 29人
- Q3 保険料の全額が社会保険料控除の対象になることに魅力を感じますか？
 魅力を感じる 42人 魅力を感じない 13人
- Q4 農業者年金について、詳しく聞いてみたいと思いますか？
 はい 15人 いいえ 39人

農業者年金に加入しませんか？

農業者年金は、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

- ① 年間60日以上農業に従事
- ② 国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）
- ③ 65歳未満（60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者）

農業者年金のメリット

- メリット1 少子高齢化時代に強い「積立方式・確定拠出型」の年金です
- メリット2 通常加入の場合、保険料は月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円の間で、千円単位で自由に選択でき、加入後でもいつでも見直すことができます
- メリット3 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります
- メリット4 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があります

詳しくは農業委員会へご相談ください。

鳥獣被害から農作物を守る！

近年、アライグマ等の鳥獣による農作物被害が拡大傾向にあります。

正しい知識を持って、鳥獣被害を防ぎましょう。

アライグマの生態

- ・気性が荒く、人に危害を及ぼすこともある
- ・雑食性

〈対策例〉

- ・小屋等の入口はふさぐ（6cm程度の隙間でも侵入します）
- ・農地周辺の藪は刈り払い、見通しをよくする
- ・収穫しない果樹は切る、廃棄作物や生ごみを放置しない
- ・電気柵が効果的（ネットや金網柵では被害は防げません）

イノシシの生態

- ・臆病で比較的おとなしい
- ・雑食性
- ・行動範囲は周囲2～3km以上、成獣の跳躍力は1m以上

〈対策例〉

- ・農地周辺に草むらや藪などの隠れ場所をなくす
- ・収穫しない果樹は切る、廃棄作物や生ごみを放置しない
- ・防護柵（電気柵や頑丈なワイヤーメッシュ）を設置し、侵入を防ぐ

新規就農者を紹介します

山中さんは24歳で農業を始めました。もともとは市外で営業職に就いていました。地元での起業を考えていた山中さん。実家のご近所には多くの農家さんがいらつしやつたため、自然と農業に興味を持つようになり、それを自身の起業の道ととらえたそうです。約3年間研修を受け、令和7年2月に独立しました。

「畑の管理を怠ると、野菜はたちまち病気になるってしまいます。畑ごとの土壌の性質が異なるため、同じ方法を用いても実り方が揃わないこともあります。天候に左右されることも多々あります。事前に調べたデータ通

りには進まない、農業の難しさを痛感しました。しかし、近所の農家さんや市場の方々が私によく声を掛けてくださり、とても心強く感じています。」と話していました。

現在はキャベツ、白菜、トウモロコシを生産しており、今後はピーマンとカボチャにも挑戦する予定とのこと。まずはこれら5種類の作物を一人前に作れるようになることが、現在の目標だそうです。

【これから就農する方へひとこと】
あまり深く考え込まずに、まずは始めてみるのが良いと思います。あれこれ調べてから、と考えていると、かえって不安になってしまいます。やりたいという気持ちが湧いたら、思い切つて一歩踏み出してみましよう。



やまなかゆうた
山中悠大さん（上和田）

若くして農業の道に挑戦。道の駅にも顔写真が載っています。ぜひ売場で確認してみてください。

新規就農者の支援制度を紹介します

経営開始資金

次世代を担う農業者になることを目指し、新規就農される方に就農直後の経営確立を支援する資金を交付します。

交付対象者：独立・自営就農時に49歳以下の方

交付額：12.5万円/月（150万円/年）を最長3年間

問い合わせ先 古河市農政課
TEL：0280-76-1511（代表）

みんなで育む地域計画 ～農業者の想いを未来へつなぐ～

『地域計画』は、令和7年4月末現在で、将来の地域農業の在り方や農地利用を明確化した将来設計図として、約1千6百市町村、1万9千地区において策定されました。

この計画は一度策定して終わりではなく、地域農業の実態に応じて随時更新し、完成度を高めていくことが重要とされています。

10年後の地域農業を守っていくため、地域の皆さんとの話し合いを進めています。

古河市の現状（参考：2015 農林業センサス、2020 農林業センサス）

2015年から2020年の5年間で農家戸数は**461戸減少**。年平均**92戸**の農家が離農していることとなります。また、平均年齢は**64.5歳**となっており高齢化が進んでいます。

『地域計画』についての相談等がありましたら、お問い合わせください。

古河市農政課 TEL：0280-76-1511（代表）

農地における盛土規制法の取り扱いについて

令和7年4月1日に宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）の運用が開始されました。古河市は全域が規制区域に指定されており、農地においても盛土規制法の規制対象となる場合があります。

規制対象となる行為

| 区域 | 行為 | 許可 | | | | |
|-----------------|---------------------|------------------------------------|----------------------------|---|---------------------------------|--|
| 宅地造成等 工事規制区域 | 土地の形質の変更 (盛土・切土) | ①盛土で高さが 1m超の 崖※1を生ずるもの | ②切土で高さが 2m超の 崖を生ずるもの | ③盛土と切土を同時に行い、 高さが2m超の 崖を生ずるもの(①、②を除く) | ④盛土で高さが 2m超 となるもの(①、③を除く) | ⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの(①～④を除く)※2 |
| | 土石の堆積 | ⑥最大時に堆積する高さが2m超 かつ面積が300㎡超となるもの | | | ⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超となるもの | |

※1 崖とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

※2 形質変更や土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差が30cm以下の場合は規制対象外となります。

盛土等を伴う農地改良行為の場合、「通常の営農行為」に該当しない場合は規制対象となります。通常の営農行為に該当するかは、下図を参照してください。

| 区分 | 土地の形質の維持に該当する行為（通常の営農行為） →規制対象外 | 土地の形質の変更に該当する行為 →盛土等の規模によって規制対象※2 |
|------|---|---|
| 行為の例 | <ul style="list-style-type: none"> 耕起、代かき、整地、畝立て けい畔の新設・補修・除去 土壌改良材（基肥、たい肥等）の投入 表土の補充※1 <p>表土の補充のイメージ (特定の作物の栽培上で表土が不足する場合) (表土が降雨によって流出する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 表土の入れ替え <p>表土の入れ替えのイメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業用暗きょ排水の新設・改修 樹園地における樹木の改植 盛土・切土を伴わない荒廃農地の再生（抜根、整地等） | <ul style="list-style-type: none"> ほ場の大区画化・均平・勾配修正 ほ場の大区画化・均平のイメージ <ul style="list-style-type: none"> 盛土を伴う田畑転換 盛土を伴う田畑転換のイメージ <ul style="list-style-type: none"> 盛土・切土を伴う荒廃農地の整備 農道の整備 農道の整備のイメージ (新設) (改修(拡張)) <ul style="list-style-type: none"> 農業用施設用地の整備 農業用施設用地の整備のイメージ |
| 備考 | 農地や農道等の管理の一環として、崩壊した法面等を原状回復をする行為は、土地の形質の維持に該当する行為のため規制対象外。 | |
| | <p>※1：表土を補充する前後の土地の地盤面の標高差が省令8条10号ロを踏まえて都道府県等が定める値を超えないもの（都道府県等が値を定めていない場合は盛土の規制対象規模未満のもの）。</p> <p>※2：土地改良事業又はこれに準ずる事業等に係る工事(省令8条1号)は許可不要工事。</p> | |

農地ナビを活用しましょう

「農地ナビ」は田畑の地番や面積、貸し借りの有無等の情報が閲覧できるサイトです。パソコンやスマートフォンで全国の農地情報が検索できます。

詳しくは「農地ナビ」と検索するか、二次コードよりアクセスしてください。



全国農業新聞のご案内

全国農業新聞は、農業政策の動向や現場で役立つ栽培技術、流通の情報、魅力的な農家の取り組みなどを幅広く伝える週間の農業総合専門紙です。

発行日 毎週金曜日
購読料 紙版 900円
電子版 700円
申込は農業委員会へ



相続登記が義務化されました

履行期限

相続の開始があったことを知り、かつ、その所有権を取得したことを知った日から3年以内（義務化の施行日前に発生した相続は施行後3年以内）

問い合わせ先
水戸地方法務局下妻支局
TEL：0296-43-3935

新任委員を紹介しします

令和8年4月1日から新たに農業委員に就任しました。

竹村 正義 委員（長左工門新田）



令和8年度農業委員会総会日程等のお知らせ(4月～9月)

| 開催予定日 | 時間 | 申請受付日(毎月17日～20日) |
|--------------|-------|-------------------------------|
| 令和8年4月10日(金) | 午後2時～ | 4月17日(金)・20日(月) |
| 令和8年5月11日(月) | 午後2時～ | 5月18日(月)・19日(火)・20日(水) |
| 令和8年6月10日(水) | 午後2時～ | 6月17日(水)・18日(木)・19日(金) |
| 令和8年7月10日(金) | 午後2時～ | 7月17日(金) |
| 令和8年8月10日(月) | 午後2時～ | 8月17日(月)・18日(火)・19日(水)・20日(木) |
| 令和8年9月10日(木) | 午後2時～ | 9月17日(木)・18日(金) |

編集後記

春の陽気に包まれ、畑では芽吹き季節がやってきました。作物の成長が楽しみです。農業委員会は、農地の様々な利用状況や変更について調査・審議する業務を担っています。昨年実施した利用状況調査では、作付の放棄による遊休農地が確認されています。広報委員会として、皆様が魅力的で持続可能な農業を営めるよう、農地の適切な管理と効率的な活用に関与し、情報を積極的に発信してまいります。

長島 義雄

広報委員

委員長 長島 義雄

副委員長 関口 浩

委員 北島 嘉市

委員 針谷 真治

委員 船橋 弘光

委員 直井 忠雄

顧問 二宮 誠